

議案第26号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年2月19日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。